

加古川市自殺対策連絡会議傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、加古川市自殺対策連絡会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の都度、会議の議長（以下、「議長」という。）が会場の収容人員等を考慮して定める。

2 傍聴人の決定は、申し出順によるものとする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に所定の時間及び場所において、その旨を申し出なければならない。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般者用及び報道関係者用とする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴席に立ち入ることを認めない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴席に立ち入ることを認めない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により会議の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者。
- (4) 前各号のほか、議長が議事に支障があると認める者。

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、議長が会議を公開しない決定をした場合は、速やかに退場するものとする。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この基準に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 議長は、前項の規定により退場させられた者を、第3条及び第4条の規定にかかわらず、傍聴人としなければならない。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。